

敦賀市公告第20号

敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月1日

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 業務名
敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託
- 2 業務内容
病児・病後児保育施設運営管理業務
- 3 業務履行期間
令和7年9月1日から令和10年8月31日まで
ただし、契約締結日から令和7年8月31日までの期間は業務準備期間とする。
- 4 提案上限額
62,556,480円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
※この金額は、見積徴収時の予定価格となるものではない。
※見積額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。
- 5 応募資格
本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において、病児若しくは病後児保育施設運営管理業務の実績を有していること、又は病院内保育所若しくは認可保育所等保育施設の施設運営管理業務の実績を有していること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第２条第６号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

6 募集要項及び仕様書

別添「敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託に関する公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」及び「敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

7 募集要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和７年５月１日（木）午前８時３０分から令和７年５月２０日（火）午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配布方法 １０に記載の場所で配布する。また、市ホームページにおいても公開する。

8 企画提案書類の提出期限及び提出方法

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書兼企画提案書（様式第１号）
 - ②参加資格確認事項申告書（様式第２号）
 - ③会社概要書（様式第３号）
 - ④業務実績書（様式第４号）
 - ⑤企画提案書（様式自由）
 - ⑥見積書（様式第５の１号、様式第５の２号）
 - ⑦運営管理経費積算内訳書（様式第６号）
- (2) 提出部数 ９部（正本１部、副本８部）
- (3) 提出期限 令和７年５月２０日（火）午後５時
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便により提出期限までに敦賀市保育課に到着したものに限る。）による。
なお、提出期限経過後の書類の追加、訂正は認めない。

9 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和７年５月１日（木）から令和７年５月１２日（月）午後５時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式第７号）を電子メールにより提出すること。電話での質問は認めない。

- (3) 回答方法 令和7年5月15日（木）午後5時までに敦賀市のホームページ上で随時公開する。なお、質問に対する回答は、募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

1 0 書類の提出先及び問合せ先

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市福祉保健部保育課

TEL：0770-22-8126

FAX：0770-22-8168

Eメール：hoiku@ton21.ne.jp

1 1 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、募集要項及び仕様書による。